

都市計画法に基づく許認可等審査基準（都市計画法第34条第1号）の一部改正案について意見を募集します

このたび、都市計画法に基づく許認可等審査基準（都市計画法第34条第1号）の一部改正案がまとまりましたので、これに対する市民の皆さんからの意見を募集いたします。

1 意見提出方法

意見記入用紙（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）等を明記の上、意見提出期間内に次のいずれかの方法により提出してください。

なお、意見を正確に把握する必要があるため、電話又は窓口での口頭による意見はご遠慮願います。

(1) 郵送する場合

〒250-8555 小田原市荻窪300番地
小田原市役所 開発審査課調査係あて

(2) ファックスを利用する場合

FAX番号：0465-33-1579 開発審査課調査係あて

(3) 市ホームページ上のWebメールフォーム（投稿フォーム）を利用する場合

市ホームページのトップページ中央「市政へのご意見・ご提案」のバナー（画像）
⇒「パブリックコメント」
⇒「都市計画法に基づく許認可等審査基準の一部改正」内の投稿フォームで投稿してください。

(4) 直接持参する場合

小田原市役所6階 開発審査課
※午前8時30分～午後5時15分まで（土曜日、日曜日及び祝日は除く。）

2 意見提出期間

令和3年2月15日（月）から令和3年3月15日（月）まで
※郵送の場合は、当日消印有効

3 留意事項

- ・提出いただいた意見は、それに対する市の考え方を示して、後日公表します。
- ・意見に対しての個別の回答や提出いただいた書類の返却はいたしませんので、ご了承ください。
- ・提出いただいた意見の記載内容は、個人情報（氏名、住所、連絡先等）を除き、公開される可能性があることをご承知おきください。

4 問い合わせ先

小田原市都市部開発審査課 調査係
電話 0465-33-1442 FAX 0465-33-1579